

日バス協業第285号
平成29年9月22日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進について（依頼）

平素より当協会の運営に関しまして格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進について、国土交通省自動車局長より別紙のとおり通達が発出されました。

28年4月に障害者差別解消法が施行され1年以上が経過し、その間周知が図られてきたところですが、この度、法の主旨・内容に関する認識が十分ではないと思われる事案が発生したことから、貴協会においても傘下会員に対し障害者差別解消に向け、法に関する理解を一層深め、適切な対応を行って頂きます様よろしくお願い致します。

公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田、松浦
Tel 03-3216-4014
FAX 03-3216-4016